

新型コロナウイルス感染症患者の退院について

令和2年3月25日
京都府新型コロナウイルス
感染症対策本部
京都府健康福祉部健康対策課
田中課長(075-414-4722)

府内7例目及び府内10例目の新型コロナウイルス感染症患者の退院について、下記のとおりお知らせします。

○ 府内7例目（3月6日判明、乙訓管内在住 60代女性）

症状が軽快し、令和2年3月23日及び24日の2回、PCR検査を行った結果、いずれも陰性となり、厚生労働省の退院に関する基準に合致したことから本日（25日）午前中に退院

○ 府内10例目（3月9日判明、中丹管内在住 60代女性）

症状が軽快し、令和2年3月24日及び25日の2回、PCR検査を行った結果、いずれも陰性となり、厚生労働省の退院に関する基準に合致したことから本日（25日）午前中に退院

【参考】退院に関する基準（厚生労働省通知より抜粋）

37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向であることに加え、48時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した12時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

